

給 水 装 置 工 事 施 行 指 針

令 和 8 年 7 月

高 槻 市 水 道 部

昭和 51 年	7 月	初 版	発行
昭和 52 年	4 月	第 1 回	改訂
昭和 54 年	7 月	第 2 回	改訂
昭和 58 年	4 月	第 3 回	改訂
昭和 60 年	4 月	第 4 回	改訂
昭和 62 年	6 月	第 5 回	改訂
平成 3 年	4 月	第 6 回	改訂
平成 5 年	10 月	第 7 回	改訂
平成 9 年	4 月	第 8 回	改訂
平成 10 年	4 月	第 9 回	改訂
平成 11 年	4 月	第 10 回	改訂
平成 13 年	4 月	第 11 回	改訂
平成 15 年	7 月	第 12 回	改訂
平成 20 年	5 月	第 13 回	改訂
平成 23 年	12 月	第 14 回	改訂
平成 27 年	10 月	第 15 回	改訂
令和 3 年	4 月	第 16 回	改訂
令和 4 年	4 月	第 17 回	改訂
令和 5 年	4 月	第 18 回	改訂
令和 5 年	8 月	第 19 回	改訂
令和 6 年	4 月	第 20 回	改訂
令和 7 年	10 月	第 21 回	改訂
令和 8 年	4 月	第 22 回	改訂
令和 8 年	7 月	第 23 回	改訂

改訂にあたって

近年、日本では大きな自然災害が相次いでいます。令和 6 年 1 月の能登半島地震では、配水管が復旧しても宅内の配管が使えず、家庭で水が使えない状況が長く続きました。また、水道が使えても下水道が復旧していないため排水できないなど、上下水道のつながりの大切さが改めて浮き彫りになりました。こうした出来事は、水道が私たちの生活を支える大切な存在であると同時に、災害に弱い一面も持っていることを改めて気づかせてくれました。

また、令和 8 年 1 月には、国土交通省から、「鉛製給水管の完全解消」と「古い給水管の計画的な更新」を進める方針が示され、より確かな公衆衛生の確保が求められています。

水道事業は、施設の老朽化や人口の減少、節水機器の普及による水の使用量の減少、そして人手不足など、さまざまな課題に直面しています。こうした状況の中でも、安心して水を使える暮らしを守るためには、制度や技術の見直しを続けていくことが欠かせません。特に、災害時にも水の供給を止めないためには、日頃からの備えと、現場で働く技術者の確かな知識と経験がとても重要です。

水道は、普段はあまり意識されることのない「静かなインフラ」です。しかしながら、その静けさの裏側では、たくさんの人の努力と使命感が支えています。災害が起きたときにも、給水を途切れさせず、下水道とあわせて機能を保つことは、水道事業者にとって大切な責任です。

本市では、昭和 51 年に「給水装置施行基準」を定めて以来、法令の改正や技術の進歩に合わせて改訂を重ね、給水装置工事の適正な施行に取り組んできました。今回の改訂では、受水槽への流入水量の制御、水道メーターの適正な選定に加え、経年劣化した給水管等の漏水リスクに関する知見が増えたことを踏まえ、申込者負担による更新の推進を盛り込んでいます。

また、近年の技術の進展により、給水装置の構造や施工方法も多様化しています。現場では、安全性や耐久性、環境への配慮など、さまざまな視点が求められるようになっており、技術者の知識や技能の向上がますます重要になっています。本指針では、そうした現場の声を反映し、実務に役立つ内容や図解を充実させることで、より幅広く活用いただけるよう工夫しています。

この改訂が、日常の暮らしはもちろん、災害時にも安心して水を使える体制づくりにつながり、これからの水道事業のより確かな土台となることを願っています。

はじめに

給水装置工事施行指針は、高槻市水道事業条例第 41 条に基づき、適正な給水装置の設置と給水装置工事の円滑な施行を図るため、給水装置工事申込みに関する必要な基準等を示したものです。

本指針の枠内には主に供給規定等の法令及び例規による基準事項や要求される手続に関する概要を記し、本文中においては枠内の内容の詳細や考え方を記載しました。

また、給水装置工事申込みに関する手続については、審査基準を明確にし、その事務手続の標準的な処理期間を記載するよう努めました。

本指針では技術的な基準を様々な文献から引用しておりますが、給水装置工事の施行にあたり、ほかの技術的根拠を用いる場合は水道部と協議するようお願いします。

目 次

第1編 給水装置にかかる総論

第1章 水道の概念	1
第2章 水道の種類と位置付け	2
第3章 供給規程	3
第4章 給水契約	7
第5章 給水義務	9

第2編 給水装置工事施行基準

第1章 総則

1 目的及び趣旨	11
2 適用	14
3 用語の定義、説明	15
4 給水装置の定義	17
5 給水装置の構造及び材質	19
6 水道用材料の指定	22
7 給水装置工事の種類	23
8 指定給水装置工事事業者制度	25
9 給水装置工事主任技術者等の職務	28
10 指定給水装置工事事業者の研修制度	29
11 指定給水装置工事事業者の更新制	30

第2章 計画と設計

1 基本調査	31
2 給水装置工事台帳等の外部提供	32
3 設計水圧の調査	33
4 給水方式の決定	34
5 計画使用水量の決定	38
6 給水管の口径の決定	46
7 給水管の分岐及び撤去	50
8 給水管の保護	52
9 メーターの設置基準	55
10 メーターまわりの配管	60
11 配水支管の設計	68
12 給水管先行引込み	72
13 給水支管の設計	74

14	増圧給水設備	79
15	受水槽設備の設計	81
16	受水槽式から直結式への給水方式切替の設計	85
17	メーター上流側の既設給水装置の更新	87
18	メーター下流側の配管	89
19	給水装置工事申込みの図面作成	90
20	給水装置工事に係る費用	95

第3章 施工

1	分岐工事	101
2	撤去工事	105
3	給水管等の埋設深さ及び占用位置	108
4	給水管等の明示	109
5	各管種の接合	111
6	弁栓類等の設置	113
7	メーターの設置	118
8	受水槽式から直結式への給水方式の切替え	119
9	断水要領	120
10	竣工図面の作成及び工事記録の管理	122

第4章 検査

1	給水装置工事主任技術者が行う検査	123
2	高槻市企業管理者が行う検査	124

第5章 手続

1	指定給水装置工事事業者の申請及び届出	127
2	給水装置工事の主な手続等	129
3	事前協議	130
4	給水装置工事の申込み	132
5	関係機関への申請及び通知	134
6	工事着手の承認	135
7	給水装置工事申込みの設計変更及び取下げ	136
8	検査申込み及びメーターの出庫	138
9	修繕工事の手続	140

第6章 その他

1	複数水栓対応形浄水器等の給水用具の取扱い	141
2	給水装置に設置するスプリンクラー設備の取扱い	143
3	水道水を混合する専用水道	145

第3編 様式集

第1章 給水装置工事申込みに係る様式集	146
第2章 指定給水装置工事事業者申請等に係る様式集	190

第4編 参考資料

第1章 使用材料等の変遷	213
第2章 その他参考資料	220

用語の統一について

本施行指針における用語の統一は、以下のとおりとする。

1) 水道法	: 法
2) 水道法施行令	: 施行令
3) 水道法施行規則	: 施行規則
4) 水道施設の技術的基準を定める省令	: 技術省令
5) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	: 基準省令
6) 高槻市水道事業条例	: 事業条例
7) 高槻市水道事業条例施行規程	: 施行規程
8) 高槻市指定給水装置工事事業者規程	: 業者規程
9) 給水装置工事施行指針	: 施行指針
10) 給水装置工事施行基準	: 施行基準
11) 高槻市企業管理者	: 管理者
12) 指定給水装置工事事業者	: 指定業者
13) 指定給水装置工事主任技術者	: 主任技術者
14) 給水装置工事申込み	: 工事申込み

施行指針の章立の呼称は、次のとおりとする。

例: 1	編
1-1	章
1-1-1	項